

関係省庁との協議結果等に伴う(独)国立公文書館の  
令和6年度目標(案)の修正について

1. 令和6年1月15日に内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会を開催し、(独)国立公文書館(以下、「国立公文書館」という。)の令和6年度目標(案)について意見の聴取を行ったところ、同目標(案)が了承された。
2. 後日、1の国立公文書館の令和6年度目標(案)により、関係省庁との協議を行ったところ意見が出され、また、府内における調整の結果、以下の修正を行うこととしたい。

(1) 修正箇所及び修正内容(資料2-1の2頁、資料2-2の12頁の該当箇所には□印)

財務省との協議を踏まえた修正案	当初案
<p>3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>(1) 「2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した年度予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。また、<b>物販の更なる促進及び</b>所蔵する公文書資料等を活用した<b>新たな収入増加の方策の検討を行い</b>、事業収入の増加に引き続き取り組むこと。</p>	<p>3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>(1) 「2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した年度予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。また、所蔵する公文書資料等を活用して事業収入の増加に引き続き取り組むこと。</p>

(2) 修正理由

国立公文書館の新館開館に向けて機能・体制を充実強化するには、予算措置が必要であるが、事業収入の増加に向けた自助努力も必要であり、事業収入について、新たな収入源を検討する旨を目標として明記するため。

(3) 修正箇所及び修正内容(資料2-1の1頁、資料2-2の7頁の該当箇所には□印)

財務省との協議を踏まえた修正案	当初案
<p>利用に関する適切な措置</p> <p>イ 利用の促進に関する措置</p> <p>館の保存する特定歴史公文書等を広く一般の利用に供するため、インターネットにより所蔵資料を検索し、閲覧できるデジタルアーカイブを推進すること。</p> <p>また、新館に向けてデジタル技術の活用を推進し、利用手続のオンライン</p>	<p>利用に関する適切な措置</p> <p>イ 利用の促進に関する措置</p> <p>館の保存する特定歴史公文書等を広く一般の利用に供するため、インターネットにより所蔵資料を検索し、閲覧できるデジタルアーカイブを推進すること。</p> <p>また、新館に向けてデジタル技術の活用を<b>強力に</b>推進し、利用手続のオン</p>

化の検討を行うなど、利用者の利便性向上を図るとともに、利用者の声も踏まえ、デジタルアーカイブの加速化を図ること。	ライン化の検討を行うなど、利用者の利便性向上を図るとともに、利用者の声も踏まえ、デジタルアーカイブの加速化を図ること。
--	---

(4) 修正理由

新館に向けてのデジタル技術の活用について、令和6年度は調査検討を行うものであり、「強力的に」という文言は、具体的な施策の実施まで踏み込んでいる印象を与えとの意見を踏まえ、同文言を削除する。

3. また、府内調整の結果、以下の修正を行うこととしたい。

(1) 府内調整

修正箇所及び修正内容(資料2-1の1頁、資料2-2の7頁の該当箇所には□印)

府内調整を踏まえた修正案	当初案
<p>利用に関する適切な措置</p> <p>イ 利用の促進に関する措置</p> <p>各種見学の受入れ等利用者層の拡大に向けた取組を行うとともに、児童・生徒等には公文書等に触れる機会を通じて、我が国の歴史に親しみ学べる場を提供すること。</p> <p>また、利用者の利便性を高めるため、土曜日の閲覧業務や土日祝日における展示等を適切に実施すること。</p> <p>さらに、<u>SNS等による国内外への</u>積極的な情報発信を通じて公文書館等に対する理解や関心を高めること。</p>	<p>利用に関する適切な措置</p> <p>イ 利用の促進に関する措置</p> <p>各種見学の受入れ等利用者層の拡大に向けた取組を行うとともに、児童・生徒等には公文書等に触れる機会を通じて、我が国の歴史に親しみ学べる場を提供すること。</p> <p>また、利用者の利便性を高めるため、土曜日の閲覧業務や土日祝日における展示等を適切に実施すること。</p> <p>さらに、積極的な情報発信を通じて<u>国民の</u>公文書館等に対する理解や関心を高めること。</p>

修正理由

2月15日に「魅力ある新国立公文書館の展示・運営の在り方に関する検討会(第12回)」が開催され、「新国立公文書館展示基本構想」が決定された。同基本構想には、新館の展示に関して、多言語による解説など外国人の来館について想定されており、令和6年度から国外への情報発信も行う旨、国立公文書館の目標に反映すべきとの府内意見を踏まえ、文言を修正する。

(2) 文言、表記の適正化

修正箇所及び修正内容(資料2-1の1頁及び2頁、資料2-2の3頁及び10頁の該当箇所には□印)

府内調整を踏まえた修正案	当初案
<p>(1) 行政文書等の管理に関する適切な措置</p> <p> )公文書管理法及び各種ガイドライン等、歴史公文書等に関する各種基準等の内閣府 <u>その他の</u> 行政機関における運用及び改善に関し、公文書管理法及び国立公文書館法に基づき、専門的知見に基づく調査分析や助言等の支援を行うこと。特に、公文書管理委員会での議論を踏まえて政府が行う、移管文書の範囲や移管・廃棄基準の明確化等に関する業務見直しのための議論に積極的に参画し、必要な助言を行うこと。</p>	<p>(1) 行政文書等の管理に関する適切な措置</p> <p> ) 公文書管理法及び各種ガイドライン等、歴史公文書等に関する各種基準等の内閣府 <u>や</u> 行政機関における運用及び改善に関し、公文書管理法及び国立公文書館法に基づき、専門的知見に基づく調査分析や助言等の支援を行うこと。特に、公文書管理委員会での議論を踏まえて政府が行う、移管文書の範囲や移管・廃棄基準の明確化等に関する業務見直しのための議論に積極的に参画し、必要な助言を行うこと。</p>
<p>(3) 研修の実施その他の人材の養成に関する措置</p> <p>【困難度：高】</p> <p><u>歴史公文書等を扱う者に対し、効果的な研修を実施するためには、研修内容・研修手法等について内閣府 <u>や</u> 関係機関等との専門的かつ高度な連携・調整等を行うことが求められるため。また、<u>認証アーキビスト及び准認証アーキビストについて、その信頼性及び専門性を確保するためには、慎重な審査を行う必要があるため。</u></u></p>	<p>(3) 研修の実施その他の人材の養成に関する措置</p> <p>【困難度：高】</p> <p><u>歴史公文書等を扱う者に対し、効果的な研修を実施するためには、研修内容・研修手法等について内閣府 <u>、</u> 関係機関等との専門的かつ高度な連携・調整等を行うことが求められるため。また、<u>認証アーキビスト及び准認証アーキビストについて、その信頼性及び専門性を確保するためには、慎重な審査を行う必要があるため。</u></u></p>

修正理由

文言、表記の適正化。

(3) 誤記

修正箇所及び修正内容(資料2-3の8頁(資料2-2は修正なし))

府内調整を踏まえた修正案	当初案
<p data-bbox="300 394 738 427"><u>2 業務運営の効率化に関する事項</u></p> <p data-bbox="300 443 821 618">(1) 一般管理費(人件費を除く。)及び事業費の総額(外部書庫に係る経費及び新規に追加されたものを除く。)について、前年度比2%以上を削減すること。</p>	<p data-bbox="849 394 1287 427"><u>2 業務運営の効率化に関する事項</u></p> <p data-bbox="849 443 1372 618">(1) 一般管理費(人件費を除く。)及び事業費の総額(新規に追加されたものを除く。)について、前年度比2%以上を削減すること。</p>

修正理由

資料2-3(目標案本文)について、誤って昨年度の最終版の内容を反映していない状態で更新作業を行ったため、当該箇所の表記を昨年度の最終版の表記と合わせる。

以上